

報告事項(資料)

平成28年度水銀添加廃製品回収促進業務(環境省モデル事業)の実施について

1. 目的

本市では、家庭から廃棄される水銀体温計等は、平成19年4月から4週間に1回の収集頻度でステーション収集を行っており、また、併せてリサイクルプラザへの直接搬入も可能であることとし、適正処理に努めています。

今回、平成26年度から実施しております環境省のモデル事業として、家庭内に退蔵されている水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計を水銀添加廃棄物の適正な分別・回収業務の全国展開を促進することを目的に、効果的な回収方策を検討するための検証を行う事業に、今年度、本市が参加、協力し実施することといたしました。(平成26年度1市・1事務組合、平成27年度15市、平成28年度60市・1町が参加)

2. 実施主体

環境省から委託された公益社団法人全国都市清掃会議

3. 回収対象品目

家庭内に退蔵されている不要となった水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計

4. 回収拠点

日本薬剤師会会員である大分市薬剤師会の会員薬局197店舗、及び坂ノ市薬剤師会の会員薬局17店舗の計214店舗

5. 回収期間

平成28年12月1日(木) から同月28日(水) までの1 か月間

6. 回収方法

市内の会員薬局214店舗において、市民が来店し持ち込む、水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計を回収ボックスにより、または、回収ボックスに入らない水銀血圧計等は手渡しにより受け取り回収を行い、回収期間終了後、各薬局からの実績報告により市の職員が直接回収

7. 経費負担

- (1)モデル事業の実施に必要な回収ボックス等の資器材や広報用ポスター、PR用チラシ等の製作を、公益社団法人全国都市清掃会議が負担
- (2)会員薬局214店舗からの回収し、水銀の適正処理のための収集、運搬及び処分費用を市が負担

8. 周知・啓発等について

- (1)市報おおいた12月1日号で全戸配布するとともに、市のホームページにおいて取扱い薬局の一覧表を掲示
- (2)市役所庁舎(支所・出張所等)、地区公民館などの公共施設や回収拠点である薬局に掲示用ポスター(A2)及びチラシ(A4)を配布

ご家庭で眠っている水銀式の

体温計・温度計・血圧計を

薬局店頭でモデル回収します！



水俣条約
採択！

なぜ今「水銀」なの？

水俣条約採択！

「水銀に関する水俣条約」とは、総合的に環境への水銀の人為的な排出を削減し、地球規模の水銀汚染の防止を目指す国際条約です。平成 25 年 1 月にジュネーブで開かれた国際連合環境計画 (UNEP) の政府間交渉委員会にて合意されました。同 10 月には熊本市および水俣市で外交会議が開かれ、「水俣条約」が採択され、92 ヶ国が条約への署名をおこないました。

私たちに何ができるの？

今回の取組

わが国での取組のひとつとして、家庭で使用しなくなった水銀添加廃製品の正しい回収を促進していくことが必要です。今回、環境省のモデル事業として市内の薬局で水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計の回収を実施します。

回収方法

対象品目 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計

※電子式のもの対象外です
※事業者からの持込みはできません

回収期間 平成28年 12月 1日(木)～12月28日(水)

回収場所 **ポスターと緑色の回収BOXのある**
市内(薬剤師会会員) 薬局・薬店

回収方法 薬局窓口付近にある

水銀体温計は回収BOXへ
水銀温度計・水銀血圧計は窓口へ

※購入時のケース等に入れたまま、もしくはビニール袋に入れてお持ちください



水銀体温計・水銀温度計
水銀血圧計の

回収を行っています

体温計回収BOX

ご家庭で眠っている
水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計は
お持ちください

おうちでもう使っていない
水銀を使った体温計・温度計・血圧計
があったらぜひもってきてね

モデル回収期間終了後、お使いの水銀体温計等が不要になりましたら
回収方法をご確認のうえ、正しい廃棄にご協力下さい



お問い合わせ先
大分市環境部清掃管理課
Tel. 097-537-5624

この取り組みは、公益社団法人全国都市清掃会議が
環境省から受託した事業で、薬剤師会のご協力の下、
水銀添加廃製品を回収し、処理しています。
URL <http://www.jwma-tokyo.or.jp/>